

(第148期定時株主総会招集ご通知添付書類)

2009年3月期 NSKグループ報告書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)



目 次

ごあいさつ

(第148期定時株主総会招集ご通知添付書類)

事業報告	2
連結貸借対照表	26
連結損益計算書	27
連結株主資本等変動計算書	28
連結注記表	29
連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）	33
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	34
貸借対照表	35
損益計算書	36
株主資本等変動計算書	37
個別注記表	38
会計監査人の監査報告書 謄本	41
監査委員会の監査報告書 謄本	42

(ご参考)

NSK ZOOM UP !	44
株式情報	46
お知らせ	47
株主メモ	48



株主の皆様へ

株主の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成21年3月31日をもちまして第148期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）を終了いたしましたので、ここに報告書をお届けし、当社グループの事業の概況をご報告申し上げます。

何卒、ご高覧いただきたくお願い申し上げます。

代表執行役社長 朝香 聖一

1 企業集団の現況に関する事項

[1] 事業の経過及びその成果

当期のグローバル経済は、米国サブプライムローン問題の影響により、期初より主要国で減速基調が続いておりましたが、期央の米国大手金融機関破綻をきっかけに金融不安が増幅し、株式相場が大幅に下落するとともに、実体経済も急速に悪化しました。アジアその他の新興国経済の成長も輸出の減少から急減し、グローバル経済は、深刻な世界同時不況の様相を呈しました。為替相場についても秋口以降は円高基調となりました。

当社グループの事業領域におきましても、期前半は、自動車向け、産業機械向けともに受注は高水準でしたが、期後半は環境が一変し、自動車メーカーの減産、設備投資需要の急激な減少により、エネルギー・インフラ関連など産業機械向けの一部を除き、自動車向け、電機向け、工作機械向けなどの受注が減少しました。

このような状況の中で、当社グループは、緊急対策として、販売・生産減に対応した人件費や経費の削減、設備投資の圧縮に取組むとともに、拡販の推進による物量の確保に努めてまいりました。

当期の売上高は6,476億円と前期に比べ1,244億円(△16.1%)の減収となりました。利益面につきましては、物量減や円高による輸出採算の悪化に対し、人件費や経費の削減、外部調達コストの削減に努めたものの、営業利益は221億円と前期に比べ472億円(△68.1%)の減益となりました。経常利益は170億円と前期に比べ479億円(△73.8%)の減益となりました。

特別利益には固定資産売却益5億円を計上し、特別損失には投資有価証券評価損39億円、欧米での事業構造改善費用33億円を計上しました。

この結果、税金費用、少数株主利益を差し引いた後の当期純利益は46億円と、前期に比べ381億円(△89.3%)の減益となりました。

主な事業別の販売状況は次のとおりであります。

■産業機械軸受

期前半は、一般産業向け、アフターマーケット向けともに好調でした。期後半は、グローバルな景気悪化の影響を受け、風力発電や鉄道車両向けを除く一般産業向けや電機向け、アフターマーケット向けの需要が減少しました。需要減に対し、エネルギー・インフラ関連向け、自動車補修などアフターマーケット向け、中国での電機向けの拡販に努めたものの、産業機械軸受の売上高は2,095億円(前期比12.4%減)となりました。

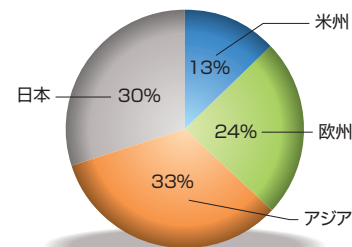


コンプレッサー等に使われ、従来比約2倍の軸受寿命を実現した、HPSアングュラ玉軸受



高い耐久性と信頼性が要求される風力発電設備用超大型軸受

□地域別売上高内訳(ご参考)



■自動車関連製品

自動車軸受は、期前半は欧州、中国のハブユニット軸受が好調でした。期後半は中国では堅調でしたが、その他の地域は自動車メーカーの急激な減産の影響を受け、減少しました。

自動車部品は、期前半は米州を除き堅調でした。欧州と日本での電動パワーステアリングの新規立上げによる増加がありましたが、期後半は自動車メーカー減産の影響を受け、減少しました。

この結果、自動車関連製品の売上高は3,525億円（前期比19.1%減）となりました。

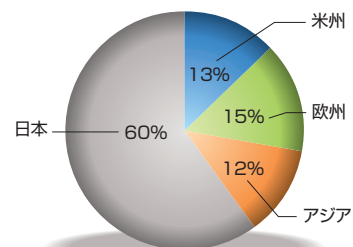


高磁力化と優れた耐環境性をもつプラスチック磁石エンコーダ内蔵型ハブユニット軸受



メカトロニクス機構とモータを一体化した軽量・コンパクトで高出力なコラムタイプEPS

□地域別売上高内訳（ご参考）



■精密機器関連製品

日本や韓国での液晶パネル用露光装置は増加しましたが、期後半の設備投資需要急減の影響を受け、直動製品が減少しました。

急激な需要減に対し、太陽光発電、リチウム電池製造装置向けや産業機械軸受の代理店活用による拡販に努めましたが、精密機器関連製品の売上高は575億円（前期比15.7%減）となりました。

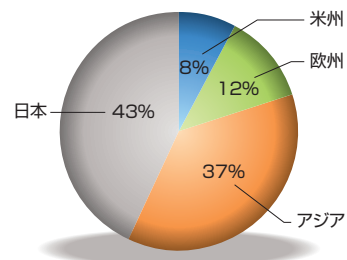


コンパクトFFA 搬送用シリーズ



ローラーガイドRBシリーズ

□地域別売上高内訳（ご参考）



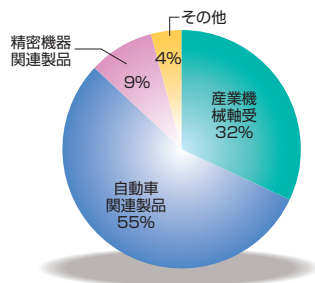
■その他

外部顧客向け鋼球の減少などにより、その他部門の売上高は281億円（前期比3.3%減）となりました。

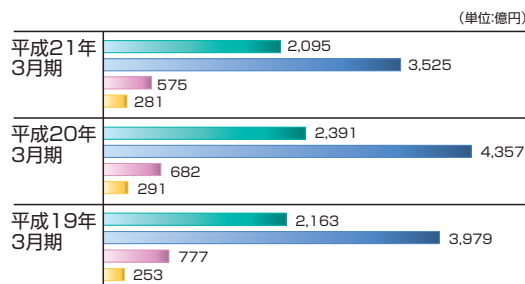
事業別	売上高
産業機械軸受	209,530百万円
自動車関連製品	352,453百万円
精密機器関連製品	57,491百万円
その他	28,118百万円
合 計	647,593百万円

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

■売上高内訳 (ご参考)



■売上高推移 (ご参考)



【2】設備投資及び資金調達の状況

当社グループは、「トータル・クオリティーにおいて業界No.1の会社になる」ことを目標とし、生産拠点の体質改善をベースとした「生産力の強化」策を積極的に実行しながら、中期成長戦略を展開してまいりました。しかし、世界的な金融危機、信用不安によって実体経済が後退し、特に自動車メーカーの大幅な生産調整もあって、期後半から自動車関連製品の需要が急速に落ち込み、それに合わせて当社グループの設備投資は、前期に対して抑えることとなりました。

但し、風力発電などの環境関連製品が前年から引き続き好調であり、また鉄道車両向けなどのインフラ関連需要が堅調なこともあって、産業機械軸受事業に集中した投資を実施してまいりました。

産業機械軸受事業では、昨年建設した藤沢工場桐原棟のスペース展開を軸に、大形・超大形ころ軸受の増強投資を積極的に実施しました。また、海外ではアジアの玉軸受工場においてグローバル拡販戦略として、電機・家電・二輪向け並径軸受の増強投資も実施しました。

自動車関連製品事業では、国内需要が落ち込み、国内では大幅な増強投資はなかったものの、自動変速機用ニードル軸受の増強投資や、オーバーホール投資、合理化投資を中心に実施しました。海外軸受工場については、中国では前工程内製化のための増強投資、インド・タイでは自動車軸受ラインの増強投資を実施しました。また、昨年実施した海外ステアリング製造工場増築後の展開については、欧州・米州拠点では電動パワーステアリングラインの増強投資を、アジア各拠点においては部品内製化投資を実施しました。

精密機器関連製品事業では、半導体・工作機械需要の大幅な落ち込みから、オーバーホール投資、合理化投資を中心に行ないました。

以上の結果、設備投資額は441億円（うち、有形固定資産に対する設備投資額は419億円）となり、この設備投資資金は、自己資金を充当しました。

また、金融危機やそれに伴う信用不安へ対応した長期借入を776億円実施しました。

[3] 対処すべき課題

第149期（平成21年4月1日～平成22年3月31日）の外部環境は、グローバルな景気低迷に加え、為替レートも円高基調で推移しており、足元の販売・生産物はピーク時の5割～7割に減少するなど、極めて厳しいものとなっております。このような環境下においても、成長戦略と体質強化の二つを基本方針として、規模の拡大に偏ることなく、強い体質づくりに取り組み、リスクへの対応力を高めるとともに、製品品質や業務品質の向上に努めてまいります。

営業面においては、販売量の拡大を志向し、産業機械分野や自動車関連分野において、グローバルに拡販活動を推進し、そのための販売体制の整備、技術体制の整備を進めてまいります。生産面においては、日本でのモノづくりの趨勢を見極めた上で、グローバルな生産再編も視野に入れて、事業構造やコスト構造の改革を積極的に進めてまいります。管理面においては、本社部門、営業・工場間接部門の組織と業務を見直し、販売管理費や経費の削減を図ってまいります。

また、事業を通じて世界中のエネルギーロスを削減することが、当社グループの社会的責任と捉えており、環境経営のレベルアップを着実に進めてまいります。具体的には、ますます厳しくなるお客様の省エネルギーへの要請に応え、環境貢献型の商品をさらに拡充し、地球環境の保全に貢献いたします。加えて、有害化学物質の規制強化に対応し、部品や原材料の調達から製造・出荷までの各段階で化学物質の管理を強化して、いち早く規制に対応した製品をグローバルに供給する体制を整えてまいります。

このように、厳しい環境を最大のチャンスと捉え、当社グループ丸となって数々の課題に果敢に挑戦することにより、企業価値の向上に努めてまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

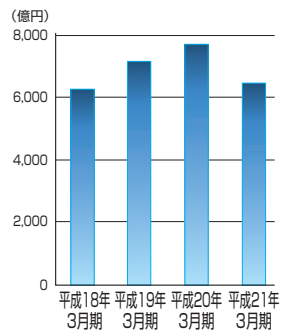
[4] 財産及び損益の状況の推移

	第145期 (平成18年3月期)	第146期 (平成19年3月期)	第147期 (平成20年3月期)	第148期 (平成21年3月期)
売上高	628,474 百万円	717,225 百万円	772,036 百万円	647,593 百万円
経常利益	38,916 百万円	57,595 百万円	64,854 百万円	16,964 百万円
当期純利益	25,586 百万円	34,853 百万円	42,613 百万円	4,561 百万円
1株当たり当期純利益	47.28 円	64.53 円	78.84 円	8.44 円
総資産	743,032 百万円	815,788 百万円	828,580 百万円	744,229 百万円

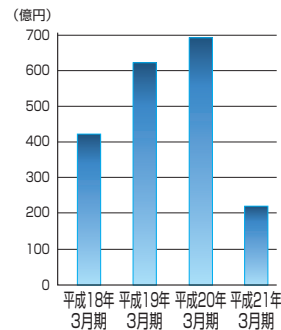
(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てております。
2. 「1株当たり当期純利益」は、期中の平均株式数により算出しております。

(ご参考)

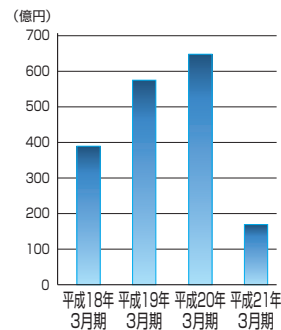
■売上高



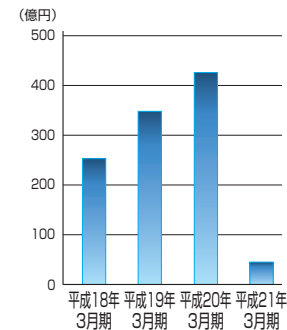
■営業利益



■経常利益



■当期純利益



[5] 重要な子会社の状況（平成21年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
N S K 販 売 株 式 会 社	5,000 百万円	100.0%	産業機械軸受等の販売
N S K 福 島 株 式 会 社	6,000 百万円	100.0%	産業機械軸受の製造
N S K ステアリングシステムズ株式会社	7,500 百万円	100.0%	自動車関連製品の製造
N S K プレシジョン株式会社	10,000 百万円	100.0%	精密機器関連製品の製造・販売
N S K ニードルベアリング株式会社	720 百万円	— (注)2 (98.1%)	自動車関連製品の製造
株 式 会 社 天 辻 鋼 球 製 作 所	2,101 百万円	100.0%	鋼球の製造・販売
N S K ア メ リ カ ズ 社	175,700 千米ドル	— (注)2 (100.0%)	米州関係会社の統括
N S K ブ ラ ジ ル 社	1,570 千レアル	— (注)2 (100.0%)	産業機械軸受等の製造・販売
N S K ヨ ー ロ ッ パ 社	406,297 千ユーロ	— (注)2 (100.0%)	欧州関係会社の統括
N S K ベアリング・インドネシア社	45,000 千米ドル	100.0%	産業機械軸受等の製造
昆 山 恩 斯 克 有 限 公 司	603,445 千中国元	63.3% (注)3 (85.0%)	産業機械軸受等の製造・販売
N S K 韓 国 社	30,000 百万ウォン	100.0%	産業機械軸受等の製造・販売

(注) 1. 上記12社は、会社の資本金、総資産、売上高及び当社の出資比率を参考に選択いたしました。

2. ()内の数字は、海外事業統括会社でありますNSK オーバーシーズ・ホールディングス株式会社（当社出資比率100%）の出資比率を含んでおります。

3. ()内の数字は、中国にある関係会社の統括会社であります恩斯克投資有限公司（当社出資比率100%）の出資比率を含んでおります。

[6] 主要な事業内容

当社グループは、産業機械軸受、自動車関連製品、精密機器関連製品等の製造・販売を主な事業としております。

事業	主要製品
産業機械軸受	標準玉軸受（ミニアチュア軸受・小径軸受・並径軸受）、一般産業用軸受（大形玉軸受・円すいころ軸受・円筒ころ軸受・自動調心ころ軸受・精密軸受）
自動車関連製品	ハブユニット軸受、ニードル軸受、小形円すいころ軸受、標準玉軸受、ステアリング、電動パワーステアリング、自動変速機（AT）用部品
精密機器関連製品	ボールねじ、リニアガイド、XYテーブル、メガトルクモータ、液晶パネル用露光装置
その他	機械設備、鋼球等

[7] 主要な営業所及び工場（平成21年3月31日現在）

〈主要販売拠点〉

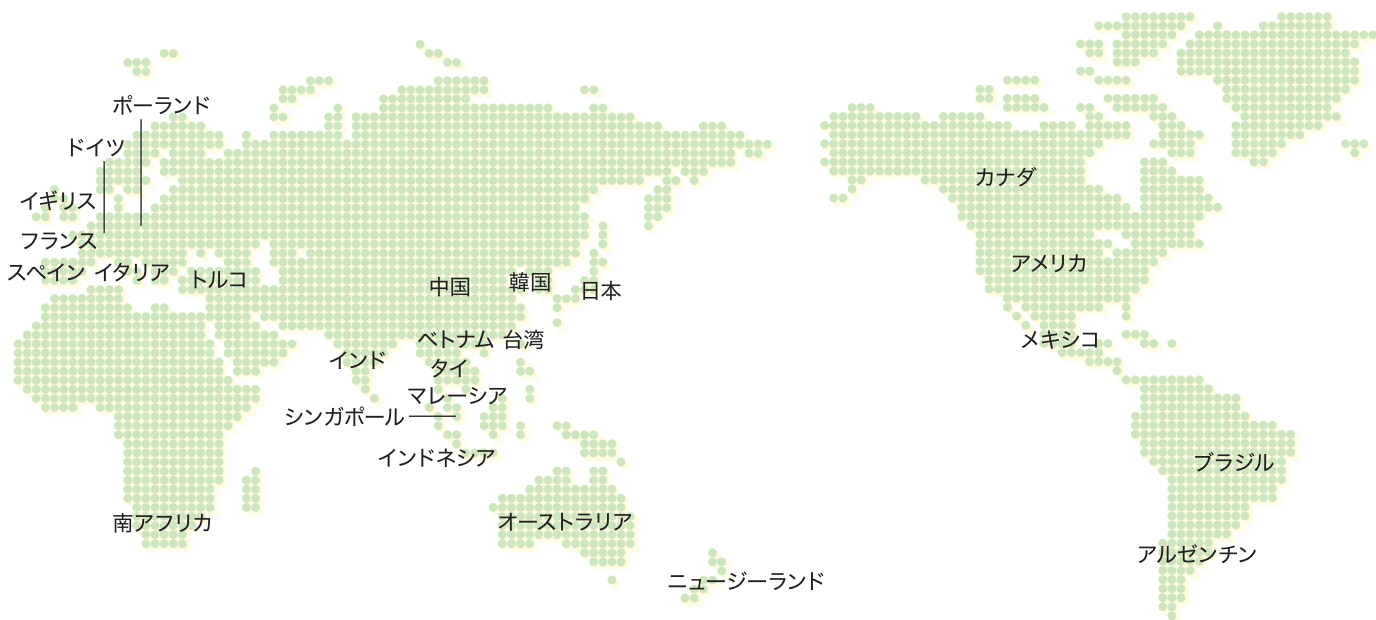
区分	名称		所在地
国内	当 社	東日本自動車第一部	神奈川県厚木市他
		東日本自動車第二部	東京都品川区他
		東日本自動車第三部	栃木県宇都宮市他
		東日本自動車第四部	群馬県高崎市
		中部日本自動車部	愛知県豊田市
		中部日本浜松自動車部	静岡県浜松市
		西日本自動車部	大阪府大阪市他
	N S K 販 売 株 式 会 社	東京支社	東京都品川区他
		北関東支社	群馬県高崎市他
		名古屋支社	愛知県名古屋市
		大阪支社	大阪府大阪市他
		兵庫支社	兵庫県姫路市
	N S K プレシジョン株式会社	東日本支社	東京都品川区他
		名古屋支社	愛知県名古屋市
		北陸支社	石川県金沢市

区 分	名 称	所 在 地
海 外	N S K コ ー ポ レ ー シ ョ ン 社	M i c h i g a n , U . S . A .
	N S K プ レ シ ジ ョ ン ・ ア メ リ カ 社	I n d i a n a , U . S . A .
	N S K ス テ ア リ ン グ シ ス テ ム ズ ・ ア メ リ カ 社	V e r m o n t , U . S . A .
	N S K カ ナ ダ 社	O n t a r i o , C a n a d a
	N S K ブ ラ ジ ル 社	S ã o P a u l o , B r a z i l
	N S K U K 社	N o t t i n g h a m s h i r e , E n g l a n d
	N S K ド イ ツ 社	R a t i n g e n , G e r m a n y
	N S K フ ラ ン ス 社	G u y a n c o u r t , F r a n c e
	N S K イ タ リ ア 社	M i l a n o , I t a l y
	N S K ス ペ イ ン 社	B a r c e l o n a , S p a i n
	N S K イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル (シ ン ガ ポ ル) 社	S i n g a p o r e , S i n g a p o r e
	N S K ベ ア リ ン グ ・ マ ニ ュ フ ァ ク チ ャ リ ン グ (タ イ) 社	C h o n b u r i , T h a i l a n d
	N S K ベ ト ナ ム 社	H a n o i , V i e t n a m
	N S K イ ン ド ・ セ ー ル ス 社	C h e n n a i , I n d i a
海 外	昆 山 恩 ス ク 有 限 公 司	中 国 昆 山 市
	恩 ス ク (中 国) 銷 售 有 限 公 司	中 国 上 海 市
	N S K 韓 国 社	韓 国 ソ ウ ル 市

〈主要生産拠点〉

区 分	名 称				所 在 地				
国 内	当 社	藤 沢 工 場				神 奈 川 県 藤 沢 市			
		大 津 工 場				滋 賀 県 大 津 市			
		石 部 工 場				滋 賀 県 湖 南 市			
		埼 玉 工 場				埼 玉 県 羽 生 市			
	N S K プ レ シ ジ ョ ン 株 式 会 社				群 馬 県 前 橋 市 他				
	N S K ス テ ア リ ン グ シ ス テ ム ズ 株 式 会 社				群 馬 県 前 橋 市				
	N S K 福 島 株 式 会 社				福 島 県 東 白 川 郡				
	N S K ニ ー ド ル ベ ア リ ン グ 株 式 会 社				群 馬 県 高 崎 市				
日 本 精 工 九 州 株 式 会 社				福 岡 県 う き は 市					
海 外	N S K コ ー ポ レ ー シ ョ ン 社				M i c h i g a n , U . S . A .				
	N S K プ レ シ ジ ョ ン ・ ア メ リ カ 社				I n d i a n a , U . S . A .				
	N S K ス テ ア リ ン グ シ ス テ ム ズ ・ ア メ リ カ 社				V e r m o n t , U . S . A .				
	N S K ブ ラ ジ ル 社				S ã o P a u l o , B r a z i l				
	N S K ベ ア リ ン グ ・ ヨ ー ロ ッ パ 社				D u r h a m , E n g l a n d				
	N S K ス テ ア リ ン グ シ ス テ ム ズ ・ ヨ ー ロ ッ パ 社				D u r h a m , E n g l a n d				
	N S K ベ ア リ ン グ ・ ポ ー ラ ン ド 社				K i e l c e , P o l a n d				
	N S K ス テ ア リ ン グ シ ス テ ム ズ ・ ポ ー ラ ン ド 社				W a l b r z y c h , P o l a n d				
	N S K ベ ア リ ン グ ・ イ ン ド ネ シ ア 社				B e k a s i , I n d o n e s i a				
	N S K ベ ア リ ン グ ・ マ ニ ュ フ ァ ク チ ャ リ ン グ (タ イ) 社				C h o n b u r i , T h a i l a n d				
	N S K - A B C ベ ア リ ン グ 社				T a m i l N a d u , I n d i a				
	昆 山 恩 ス ク 有 限 公 司				中 国 昆 山 市				
N S K 韓 国 社				韓 国 ソ ウ ル 市					

世界に広がるNSKグループのネットワーク（ご参考）



	生産拠点	販売拠点	研究・開発拠点
日本	23	56	4
アメリカ	7	6	1
ブラジル	1	5	1
カナダ		3	
メキシコ		1	
アルゼンチン		1	
小計（米州）	8	16	2
イギリス	5	2	1
ドイツ	1	3	1
イタリア	1	2	
ポーランド	4	3	1
フランス		1	
スペイン		1	
トルコ		1	
南アフリカ		1	
小計（欧州）	11	14	3

	生産拠点	販売拠点	研究・開発拠点
インドネシア	3	2	
タイ	2	3	1
マレーシア	2	4	
中国	8	14	1
韓国	2	2	1
インド	3	5	
シンガポール		2	
台湾		5	
ベトナム		1	
オーストラリア		4	
ニュージーランド		1	
小計（アジア）	20	43	3
総計	62	129	12

[8] 使用人の状況（平成21年3月31日現在）

事業の名称	使用人数	前期末比増減数
産業機械軸受	9,803名	553名減
自動車関連製品	9,837名	383名減
精密機器関連製品	1,757名	20名減
全社（共通）・販売業務・その他	2,653名	63名減
合 計	24,050名	1,019名減

（注）使用人数は就業人員であります。

[9] 主要な借入先（平成21年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほコーポレート銀行	39,111百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	20,415百万円
富国生命保険相互会社	16,500百万円
明治安田生命保険相互会社	13,000百万円
株式会社横浜銀行	10,690百万円
日本生命保険相互会社	10,000百万円

（注）借入金残高は、百万円未満を切り捨てております。

2 会社の株式に関する事項

[1] 発行可能株式総数 1,700,000,000株

[2] 発行済株式の総数 541,003,365株（自己株式10,264,739株を除く。）

[3] 株主数 27,947名

[4] 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	49,962千株	9.24%
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	32,000千株	5.91%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	30,575千株	5.65%
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	29,387千株	5.43%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	26,726千株	4.94%
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 4 G ）	23,306千株	4.31%
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	21,511千株	3.98%
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （住友信託銀行再信託分・トヨタ自動車株式会社退職給付信託口）	10,709千株	1.98%
ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	10,000千株	1.85%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	8,675千株	1.60%

（注）1. 発行済株式総数（自己株式を除く。）の10分の1以上の株式を保有する大株主はおりませんので、上位10名の株主を記載しております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てております。
3. 出資比率は自己株式（10,264,739株）を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

[1] 当事業年度末日における新株予約権の状況

		①		②		③		④		⑤	
権 利 行 使 期 間		平成16年8月18日 ～平成21年8月17日		平成17年8月18日 ～平成22年8月17日		平成18年8月25日 ～平成23年8月24日		平成19年8月28日 ～平成24年8月27日		平成20年8月26日 ～平成25年8月25日	
付与対象者区分	取締役	0名	0個	6名	120個	8名	183個	8名	190個	8名	190個
	社外取締役	0名	0個	1名	5個	1名	5個	2名	16個	3名	24個
	執行役	4名	22個	18名	126個	28名	239個	28名	309個	28名	332個
目的となる株式の種類		普通株式		普通株式		普通株式		普通株式		普通株式	
目的となる株式の数		22,000株		251,000株		427,000株		515,000株		546,000株	
新株予約権の発行価額		無償		無償		無償		無償		無償	
1株当たりの行使価額		531円		615円		928円		1,312円		932円	

- (注) 1. ①及び②は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、各々定時株主総会にて承認いただいたものであります。
2. ③、④及び⑤は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、各々定時株主総会にて承認いただいたものであります。
3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
4. 執行役を兼務する取締役につきましては、取締役として記載しております。

[2] 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

行 使 期 間		平成20年8月26日～平成25年8月25日	
発行した新株予約権の数		785個	
保有者数及び個数		104名	785個
付与対象者区分	取締役	8名	190個
	社外取締役	4名	32個
	執行役	28名	332個
	使用人	45名	135個
	関係会社の取締役	19名	96個
目的となる株式の種類		普通株式	
目的となる株式の数		785,000株	
新株予約権の発行価額		無償	
1株当たりの行使価額		932円	

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
2. 新株予約権の行使条件
- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使の時点において当社の取締役、執行役、使用人、相談役、顧問または関係会社の取締役、執行役員、顧問その他これらに準ずる地位であることを要します。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合には、その地位を失った後も、その日から2年が経過する日（但し、権利行使期間内）までに限り、行使することができます。
 - ② 新株予約権者は、新株予約権個数の全部または一部につき行使することができます。但し、一部を行使する場合には、割当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとします。
3. 新株予約権の取得条件
- ① 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が上記（注）2. ①に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権を無償で取得することができます。
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書または分割契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、もしくは株式移転計画書が当社株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が必要ないときは取締役会で決議されたとき）は、新株予約権を無償で取得できるものとします。

4 会社役員に関する事項

[1] 取締役の氏名等（平成21年3月31日現在）

氏 名	担当または主な他の法人等の兼務状況等
朝 香 聖 一	指名委員会委員長
町 田 尚	
大 塚 紀 男	報酬委員会委員
原 道 夫	
出 川 光 夫	
庄 司 雅 夫	
阿 部 信 義	
村 本 薫	監査委員会委員
佐 成 豊 彦	監査委員会委員長、報酬委員会委員、公認会計士、株式会社三越 監査役
岡 部 弘	指名委員会委員、株式会社デンソー 相談役、株式会社自動車部品会館 取締役、愛知県経営者協会 会長、豊田鞍ヶ池開発株式会社 取締役、株式会社名古屋グランパスエイト 取締役、株式会社博愛ナーシングヴィラ 取締役、名古屋鉄道株式会社 社外取締役
植 野 道 雄	報酬委員会委員長、監査委員会委員、指名委員会委員、株式会社アヴァンティスタッフ 代表取締役会長

- (注) 1. 佐成豊彦、岡部 弘及び植野道雄の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査委員長佐成豊彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役 有田龍郎氏は、平成20年6月25日付をもって、退任いたしました。
4. 取締役 伊庭 保氏は、平成21年3月27日付をもって、辞任いたしました。辞任時の地位及び担当、他の法人等の兼務状況は下記のとおりです。
- 地位及び担当：社外取締役、報酬委員会委員長
- 他の法人等の兼務状況：株式会社スクウェア・エニックス 社外監査役、学校法人青葉学園 理事

[2] 執行役の氏名等（平成21年3月31日現在）

役 名	氏 名	担当または主な他の法人等の兼務状況等
代表執行役社長	朝 香 聖 一	
代表執行役副社長	町 田 尚	技術担当、技術開発本部長
代表執行役副社長	大 塚 紀 男	管理部門統轄、欧米事業担当、グローバル営業企画担当
代表執行役専務	原 道 夫	生産担当、生産本部長、調達本部長
執行役専務	出 川 光 夫	自動車事業本部長
執行役専務	庄 司 雅 夫	環境担当、品質保証本部長
執行役専務	松 田 和 雄	コーポレート経営本部長、事業企画本部長、コンプライアンス本部長、アジア事業担当、財務本部担当、総務部担当
執行役常務	谷 川 彰	業務本部長、NSKロジスティックス株式会社取締役社長
執行役常務	阿 部 信 義	自動車事業本部自動車営業本部長（日本・アジア担当）、アジア自動車部長
執行役常務	新 保 敏 英	産業機械事業本部長、藤沢工場長、旭精機株式会社取締役社長
執行役常務	齋 藤 量 一	コーポレート経営本部副本部長、経営企画本部長、業務本部担当、人事部担当
執行役常務	建 部 幸 夫	産業機械事業本部産業機械軸受本部長、アフターマーケット事業本部長
執行役常務	小 林 秀 一	産業機械事業本部精機本部長、システム製品事業部担当、日本精工九州株式会社取締役社長
執行役常務	正 田 義 雄	総合研究開発センター所長
執行役常務	小 森 勉	米州総支配人、NSKアメリカズ社 CEO
執行役常務	芝 本 英 之	生産本部副本部長（中国駐在）
執行役常務	高 橋 伸 一 郎	中国総代表、恩斯克投資有限公司 CEO
執行役常務	斉 藤 佳 男	財務本部長、IR・CSR室担当
執行役常務	満 江 直 樹	自動車軸受技術センター所長
執行役	相 島 雅 一	コンプライアンス本部副本部長、法務部長、総務部長、広報部担当、日精ビル管理株式会社取締役社長
執行役	市 川 達 夫	事業企画本部副本部長、国際通商部担当
執行役	大 坪 由 二 郎	自動車事業本部自動車部品本部副本部長、生産本部副本部長、NSKステアリングシステムズ株式会社取締役社長

役 名	氏 名	担当または主な他の法人等の兼務状況等
執 行 役	武 岡 博 和	アセアン総支配人、NSKインターナショナル（シンガポール）社 C E O、NSKベアリング（タイ）社社長
執 行 役	河 島 邦 雄	生産技術センター所長
執 行 役	高 川 恵 介	自動車事業本部自動車営業本部副本部長（東日本地区担当）
執 行 役	殿 塚 崇	自動車事業本部自動車軸受本部部長
執 行 役	磯 貝 喜 七	石部工場長
執 行 役	桑 原 克 己	自動車事業本部自動車営業本部副本部長（西日本地区担当）
執 行 役	長 竹 和 夫	メカトロ事業部担当、メカトロ技術開発センター所長
執 行 役	ノルベルト・シュナイダー	欧州総支配人、NSKヨーロッパ社 C E O、自動車事業本部自動車部品本部長、自動車事業本部自動車営業本部長（欧州・米州担当）、欧米自動車部長
執 行 役	御 木 高 直	経営企画本部副本部長、I T企画部長、NSKネットアンドシステム株式会社取締役社長
執 行 役	松 原 正 英	産業機械事業本部産業機械軸受本部副本部長（米州駐在）
執 行 役	石 田 孝	人事部長、NSK人事サービス株式会社取締役社長、NSKキャリアサポート株式会社取締役社長
執 行 役	長 島 俊 幸	ステアリング技術センター所長
執 行 役	内 山 俊 弘	経営企画本部副本部長

（注） 1. 朝香聖一、町田 尚、大塚紀男、原 道夫、出川光夫、庄司雅夫及び阿部信義の各氏は取締役を兼務しております。
2. 執行役 伊藤雅夫氏は、平成20年6月25日付をもって、退任いたしました。

【3】取締役及び執行役の報酬等の額

① 取締役及び執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針

当社の役員報酬は、固定報酬、業績連動報酬、ストック・オプション（新株予約権）、退職金で構成され、「取締役としての報酬」と「執行役としての報酬」を別々に決定いたします。なお、取締役が執行役を兼務する場合は、それぞれの報酬を合算して支給いたします。

（イ）取締役の報酬

取締役の報酬は、原則として固定報酬とストッ

ク・オプションからなります。

i. 固定報酬

固定報酬は、社外取締役、社内取締役の別、また、所属する委員会や取締役会における役割等に応じて決定いたします。

ii. スtock・オプション

当社グループ全体の業績向上と企業価値の向上を目的に、株主との利害の一致を図るため、社外取締役、社内取締役の別に応じて付与いたします。

iii. その他

執行役を兼務しない社内取締役には、その在任

年数に応じた退職金（年金）を支給いたします。

(ロ) 執行役の報酬

執行役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬、ストック・オプション、退職金からなります。

i. 固定報酬

固定報酬は、執行役の役位に応じた額を決め、また、代表権を有する執行役には、加算を行います。

ii. 業績連動報酬

連結営業利益率とキャッシュ・フロー及び品質を管理する指標を基準として、業績連動報酬の総額を決定いたします。なお、個人別の金額につきましては、その役位並びに担当する職務の業績達成度を評価して支給いたします。

iii. スtock・オプション

当社グループ全体の業績向上と企業価値の向上を目的に、株主との利害の一致を図るため、ストック・オプションを執行役の役位に応じて付与いたします。

iv. 退職金

支給された固定報酬と在任年数に基づく退職金（一時金）並びに退任時の役位と在任年数に基づく退職金（年金）を支給いたします。

(ハ) その他

子会社、関係会社等の別の会社役員に就任している者が執行役に就任した場合には、報酬を別に定めることといたします。

② 取締役及び執行役の報酬等の額

平成20年4月1日から平成21年3月31日の期間における取締役及び執行役の報酬等の額は以下のとおりであります。

	固 定 報 酬		業 績 連 動 報 酬		ス ト ッ ク ・ オ プ シ ョ ン 報 酬	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
取 締 役	13名	102百万円	—	—	13名	8百万円
執 行 役	36名	733百万円	35名	294百万円	36名	75百万円

- (注) 1. 取締役の報酬には、執行役を兼務する者の取締役分が含まれております。
2. 取締役の報酬のうち社外取締役5名の報酬総額は43百万円であります。
3. 業績連動報酬の額は、第148期の業績に基づいた平成21年7月1日の支払い予定額であります。また、第147期の業績に基づいた平成20年7月1日の支払額は627百万円であります。
4. 当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額は273百万円であります。
5. 平成20年6月25日に退任した執行役1名に対する退職金は21百万円であります。
6. 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

[4] 社外取締役に関する事項

氏 名	主 な 活 動 状 況
伊 庭 保	平成21年3月27日に退任するまでに開催された取締役会10回のうち9回、報酬委員会5回のうち4回に出席し、取締役会副議長として取締役会議事の決定に参加しておりました。また、報酬委員長として報酬委員会の活動状況について適時に報告を行い、業務執行部門から独立した客観的視点で、取締役会議案の審議に質問、助言を行っておりました。特に、中期計画や予算審議及び財務案件等について経験、知識に基づき発言を行っておりました。
佐 成 豊 彦	平成20年度に開催された取締役会10回、監査委員会14回の全てに出席し、監査委員長として監査委員会の活動状況について適時に報告を行い、業務執行部門から独立した客観的視点で、取締役会議案の審議に質問、助言を行っております。特に中期計画や予算審議及び内部監査体制等について公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
岡 部 弘	平成20年度に開催された取締役会10回、指名委員会4回の全てに出席し、業務執行部門から独立した客観的視点で、取締役会議案の審議に質問、助言を行っております。特に中期計画や予算審議並びに自動車産業の環境や問題点、生産管理及び投資案件等について経験、知識に基づき発言を行っております。
植 野 道 雄	平成20年6月に取締役に就任した後に開催された取締役会7回、報酬委員会4回、指名委員会3回及び監査委員会9回の全てに出席し、業務執行部門から独立した客観的視点で、取締役会議案の審議に質問、助言を行っております。特に中期計画や予算審議並びに金融情勢を踏まえ経理・財務等について経験、知識に基づき発言を行っております。

- (注) 1. 上記のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
2. 当社は、会社法第427条第1項及び定款第29条に基づき、社外取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

5

会計監査人の状況

[1] 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

[2] 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	151百万円
②	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	374百万円

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てております。
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 3. 当社の重要な子会社のうち、NSKアメリカズ社、NSKヨーロッパ社等6社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

[3] 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、財務報告目的の内部統制に関する助言業務についての対価を支払っております。

[4] 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると監査委員会が判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、監査委員会は会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

【1】執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制として、取締役会で決議した事項の概要は次のとおりであります。

① 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「NSKグループ経営規則」にグループ経営の枠組みを定め、グループ全体の内部統制の向上を図り、経営の健全性・透明性を高め、経営管理を円滑に運営することとしております。

また、監査委員会または監査委員会が指名する監査委員は、主要な子会社から定期的に報告を受けるほか、必要に応じて子会社を訪問し、子会社の監査役と連携しながら、その業務及び財産の状況を調査することができることとしております。

② 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業理念体系に則り、企業活動を行う上で執行役及び使用人が遵守すべき普遍的な考え方を「NSK企業倫理規則」に定めると同時に、当社グループのコンプライアンスを推進するための体制及び運営の基本的事項（組織、研修体制、内部通報制度等）を「コンプライアンス規則」に定め、執行役及び使用人の遵法意識の醸成を図っております。

さらに、「財務報告に係る内部統制規則」に基づき、財務報告の信頼性を確保するため、専任組織を設け、NSKグループにおける全社統制及び財務報告に関連する業務プロセスの検証を行い、合理的な保証を得られる体制を整備しております。

③ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「NSKグループ経営規則」に、事業運営の原則、意思決定の仕組、事業リスクの継続的監視及び当社グループ各社の業績目標の管理に関して定め、実行しております。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規則」により、執行体制上の責任者と組織の役割を定め、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する体制を明確にしております。

また、内部監査部門である経営モニタリング室が、各部署のリスク管理の状況を監査し、監査委員会は、その結果について報告を受け、定期的に取り締役会に報告しております。

⑤ 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループにおける業務の効率性と内部監査の実効性を高めるため、文書等の保存・管理の基本的な事項を定め、執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行っております。

また、執行役は、監査委員会または監査委員会が指名する監査委員が求めたときは、これらの情報を閲覧に供することとしております。

⑥ 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織を経営モニタリング室とし、うち若干名の使用人は監査委員会事務局を兼務しております。

⑦ 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性に関する事項

経営モニタリング室は代表執行役社長直属の組織とし、監査対象部門及びその担当執行役から独立した組織となっております。

さらに、監査委員会は経営モニタリング室所属の使用人に対して、直接、指揮・命令することができ、これらの使用人の異動発令及び懲戒等は、事前に監査委員会の同意を要することとしております。

また、これらの使用人の人事評価に関して、監査委員会は意見を述べるができることとしております。

⑧ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

当社事業部門責任者及び当社グループ会社の責任者が、経営概況、営業報告、生産報告、その他監査委員

会が必要と認める事項について、毎月報告する体制を構築いたしました。特に当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実については、定期的に監査委員会に報告するだけでなく、その事実が発生したと判断した場合には、直ちに監査委員会に報告することとしております。

さらに報告を補完する手段として、監査委員会が重要と認めた当社グループの会議に、会議主催者の同意を得て、常勤の監査委員が出席しております。また、執行役は内部通報制度を整備し、その運用及び通報の状況について遅滞なく監査委員会に報告することとしております。

⑨ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、代表執行役、会計監査人と定期的に意見交換を行い、経営モニタリング室による内部監査の有効性を確保するため、執行役に対して、内部監査に係る年次計画、実施状況、結果について、計画変更や追加監査、改善を勧告することができることとしております。

また、監査委員会は、独自に専門の弁護士や公認会計士に依頼し、監査業務に関する助言を受けることができることとしております。

[2] 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社グループは、株主・投資家、顧客、国内外の製造・販売会社、地域社会、従業員等の様々なステークホルダーとの相互関係に基づき成り立っています。当社は、当社グループの使命は、社会・環境・経済の全ての面においてバランスのとれた経営を行い、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たすと同時に、本業に徹することにより当社グループの企業価値を増大させることであると考えています。

当社は、資本市場に公開された株式会社であるため、当社に対して投資をしていただいている株主の皆様には、当社のかかる考えにご賛同いただいた上で、そのご判断により当社の経営を当社経営陣に対して委ねていただいているものと理解しています。かかる理解のもと、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、最終的には、株主の皆様のご判断によるべきであると考えています。従

いまして、当社株式の大量の買付行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、昨今のわが国の資本市場の状況を考慮すると、対象となる企業の株主の皆様及び投資家の皆様に対する必要十分な情報開示や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは対象となる企業の取締役会が意見表明を行い、代替案を提案するための情報や時間が提供されずに、突如として、株式の大量の買付行為が強行される可能性も否定できません。このような株式の大量の買付行為の中には、真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する買付行為もあり得るものです。

かかる当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれがある当社株式の大量の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

(イ) 中期経営計画等による企業価値向上への取組み

当社は、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させるため、平成18年(2006年)2月に平成20年度(2008年度)迄の3ヵ年中期経営計画を策定し推進してまいりました。かかる中期経営計画においては、メーカーの原点である製品の品質はもとより、あらゆるサービスを含む全ての品質、即ち「トータル・クオリティーにおいて業界No.1の会社になる」ことを中期経営ビジョンとして掲げました。この中期経営ビジョンの達成に向けて、成長戦略と体質改善の推進という二本の大きな柱のもと、1)生産力の強化 2)製品開発力の強化 3)グローバルマネジメントの強化 4)海外事業の収益力強化という施策を重点的に推進し、収益力を重視した成長を目指すとともに、規模の拡大に偏ることなく強い会社作りを目指してまいりました。

当社は、上記の中期経営計画の結果を踏まえ、現在新たな中期経営計画を検討しており、引き続き企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に努めてまいります。なお、新たな中期経営計画を策定次第、公表する予定です。

また、当社は、事業を通じて世界中のエネルギーロスを削減することが当社グループの社会的責任と

捉え、地球環境の保全と社会の持続可能な発展に向けて貢献すべく環境経営のレベルアップを着実に推進し、様々なステークホルダーとの信頼関係構築に努めています。

(ロ) コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社は、社会的責任を果たし、企業としての適切な利益を確保し続け、企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保・向上させるために、経営の透明性と健全性を高めていく具体的な体制を積極的に採用しています。平成11年(1999年)には、当社は執行役員制度を導入のうえ、社外取締役を招聘し、任意に報酬委員会を設置しました。また、平成15年(2003年)には、任意に監査委員会を設置しています。そして、平成16年(2004年)には委員会等設置会社に移行し、平成18年(2006年)には会社法に基づく委員会設置会社となり、監査・報酬・指名の3つの委員会は、それぞれ2名の社外取締役と1名の社内取締役で構成され、透明性と健全性の向上に努めています。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年(2008年)4月23日開催の当社取締役会において、上記①記載の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(平成21年法務省令第7号による改正前会社法施行規則第127条柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)を定めるとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるために、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(同規則第127条第2号ロ)として、平成20年(2008年)6月25日開催の当社株主総会において関連議案が承認されることを条件として、特定の者またはグループによって当社株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策(以下「本プラン」といいます。)を導入することを決定し、同株主総会において関連議案がいずれも承認され、本プランが導入されました。

(イ) 本プランの対象となる大量買付行為

本プランは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為

(市場取引、公開買付けその他具体的な買付方法の如何を問いません。)を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本プランの適用対象からは除外します。なお、本プランの適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。

(ロ) 大量買付ルールの設定

i. 意向表明書の事前提出

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表執行役社長宛に、本プランに定められた所定の手続(以下「大量買付ルール」といいます。)に従う旨の誓約等を日本語で記載した「意向表明書」をご提出いただきます。

ii. 本必要情報の提供

当社取締役会は、上記i.の意向表明書受領後10営業日以内に、大量買付者から提供していただくべき情報を記載したリストを当該大量買付者に対して交付いたします。大量買付者には、当社取締役会に対して、かかるリストに従って、大量買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

次いで、当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、当該情報だけでは本必要情報として不十分と認められる場合には、大量買付者に対して追加的に情報提供を求めることができるものとし、大量買付者から追加的に受領した情報についても同様とします。

iii. 取締役会による評価期間の設定等

当社取締役会は、本必要情報を受領した後、大量買付行為の内容に応じて最大60日間または最大90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定いたします。但し、当社取締役会は、当社取締役全員が出席する取締役会の全会一致の決議により、取締役会評価期間を必要な範囲内で、最大30日間延長できるものとします。

大量買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、大量買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値ひいては株主の皆

様の共同の利益の確保・向上の観点から、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、また当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(イ) 対抗措置の発動

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。

但し、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがある場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動すべきか否かを株主の皆様のご判断に委ねるものとします。もっとも、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かの判断を株主の皆様の個々のご判断に委ねるのが相当であり、対抗措置を発動することが適切ではないと当社取締役会が判断する場合には、株主総会を開催しないことができるものとします。この場合、当社取締役会は、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動しません。

また、当社取締役会は、大量買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合、大量買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買付けに代表される、構造上株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株式の売却を強要するおそれがある場合等、大量買付行為が一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう場合には、例外的に対抗措置を発動することがあります。

これに対して、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、対抗措置を発動する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の是非は、外部専門家等の意見も参考にし、当社取締役会が決定いたします。

但し、当社取締役会が、株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催することが実務上

可能であり、かつ、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくことが適切であると判断した場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。

なお、本プランにおける対抗措置としては、新株予約権無償割当てを行います。

また、対抗措置発動に係る当社取締役会の決定（株主総会の決議に基づく場合を除きます。）は、取締役全員が出席する取締役会の全会一致の決議によるものとします。

(ニ) 株主意思の確認手続

当社取締役会は、上記(イ)のとおり、株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただく場合には、取締役会評価期間満了後に、法令及び当社定款の定めに従って、速やかに株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間満了後60日以内に株主総会を開催し、大量買付行為への対抗措置の発動に関する議案を株主総会に上程するものとしますが、事務手続上の理由から60日以内に開催できない場合は、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。

株主総会を開催する場合には、大量買付者は、当該株主総会終結時まで、大量買付行為を開始してはならないものとします。

(ホ) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成20年（2008年）6月25日開催の当社株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで（平成23年（2011年）6月に開催予定の定時株主総会終結の時まで）とし、以降、本プランの継続（一部修正した上での継続を含みます。）については3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト（<http://www.nsk.com>）に掲載しています平成20年（2008年）4月23日付当社プレスリリース「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入に関するお知らせ」をご

参照ください。また、本プランの要旨につきましては、当社ウェブサイトに掲載しています『アニユアルレポート2008』（30～31頁）、『CSRレポート2008』（17～18頁）に記載しておりますので、ご参照ください。

④ 上記②の取組みについての取締役会の判断

上記②の取組みは、当社の中長期的な企業価値の向上のための基本的な取組みの一環であり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させることを目的として実施しているものです。かかる取組みを通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させることにより、上記①記載の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれがある当社株式の大量の買付行為は困難になるものと考えられ、よって、上記②の取組みは、上記①の基本方針の実現に資するものであると考えております。

従いまして、上記②の取組みは上記①の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

⑤ 上記③の取組みについての取締役会の判断

上記③の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要期間の確保を求め、最終判断を行う当社株主の皆様が、株式の大量の買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるようにするために導入されるものです。また、上記③の取組みにおいては、そのような情報提供と検討等の期間の確保の要請に応じない大量買付者に対して取締役会決議により対抗措置を発動できるとともに、かかる要請に応じた大量買付者であっても、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがある場合には、株主総会決議により対抗措置を発動できる（但し、一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう場合には取締役会決議により発動できます。）こととすることで、これらの大量買付者による大量買付行為を防止するものであり、よって、上記①の基本方針に照ら

して不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。さらに、上記③の取組みにおいては、大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合において対抗措置を発動しようとする場合には、原則として、株主総会を開催して、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこととしており、また、大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合を含め、当社取締役会が対抗措置の発動を決定する場合には、独立性のある社外取締役を含む取締役全員が出席する当社取締役会の全会一致の決議によることとしており、当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記③の取組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

従いまして、上記③の取組みは上記①の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

【3】 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営方針の一つとしております。配当につきましては、安定的な配当を継続実施していくことを基本としつつ、連結ベースでの配当性向や業績水準等を勘案して決定したいと考えております。

この配当方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株当たり4円とさせていただきます。なお、昨年12月12日に1株につき10円の間配当金を実施いたしましたので、年間での配当金は1株につき14円となります。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成21年3月期 (平成21年3月31日)	(ご参考) 平成20年3月期 (平成20年3月31日)	科 目	平成21年3月期 (平成21年3月31日)	(ご参考) 平成20年3月期 (平成20年3月31日)
資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産	369,590	404,412	流 動 負 債	210,322	294,318
現金 及 び 預 金	77,712	66,259	支払手形 及び 買掛金	74,006	130,966
受取手形 及び 売掛金	97,890	137,439	短 期 借 入 金	90,175	84,787
有 価 証 券	46,300	51,600	社 債	7,000	10,000
棚 卸 資 産	106,669	101,849	未 払 法 人 税 等	1,915	6,199
繰 延 税 金 資 産	7,872	9,219	そ の 他 の 流 動 負 債	37,225	62,364
そ の 他 の 流 動 資 産	34,688	39,268			
貸 倒 引 当 金	△1,543	△1,223	固 定 負 債	285,119	250,486
固 定 資 産	374,638	424,167	社 債	120,000	127,000
有 形 固 定 資 産	249,721	268,055	長 期 借 入 金	105,990	42,625
建 物 及 び 構 築 物	71,423	77,773	繰 延 税 金 負 債	19,116	29,737
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	122,494	125,577	退 職 給 付 引 当 金	25,170	36,592
土 地	36,831	36,979	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1,439	1,202
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	18,971	27,724	環 境 安 全 対 策 引 当 金	174	268
			そ の 他 の 固 定 負 債	13,227	13,058
無 形 固 定 資 産	10,483	10,520	負 債 合 計	495,442	544,804
の れ ん	3,245	3,940	純 資 産 の 部		
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	7,237	6,580	株 主 資 本	275,807	296,193
投 資 そ の 他 の 資 産	114,433	145,591	資 本 金	67,176	67,176
投 資 有 価 証 券	58,842	91,051	資 本 剰 余 金	78,324	78,304
前 払 年 金 費 用	45,191	43,830	利 益 剰 余 金	134,455	154,846
繰 延 税 金 資 産	2,953	3,018	自 己 株 式	△4,149	△4,134
そ の 他 の 投 資 そ の 他 の 資 産	7,996	8,481	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△42,412	△28,279
貸 倒 引 当 金	△549	△789	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,528	18,216
資 産 合 計	744,229	828,580	為 替 換 算 調 整 勘 定	△47,940	△21,586
			英 国 子 会 社 等 の 退 職 給 付 債 務 処 理 累 計 額	—	△24,909
			新 株 予 約 権	289	170
			少 数 株 主 持 分	15,102	15,690
			純 資 産 合 計	248,787	283,775
			負 債 及 び 純 資 産 合 計	744,229	828,580

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成21年3月期 平成20年4月 1 日～平成21年3月31日		平成20年3月期（ご参考） 平成19年4月 1 日～平成20年3月31日	
	金 額	対売上高比率 %	金 額	対売上高比率 %
売 上 高	647,593	100.0	772,036	100.0
売 上 原 価	522,010	80.6	593,736	76.9
売 上 総 利 益	125,583	19.4	178,299	23.1
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	103,476	16.0	108,956	14.1
営 業 利 益	22,106	3.4	69,343	9.0
営 業 外 収 益	8,266	1.3	10,882	1.4
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,209		3,091	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	2,200		4,475	
雑 益	2,856		3,316	
営 業 外 費 用	13,409	2.1	15,371	2.0
支 払 利 息	6,117		6,246	
雑 損	7,291		9,125	
経 常 利 益	16,964	2.6	64,854	8.4
特 別 利 益	528	0.1	871	0.1
固 定 資 産 売 却 益	528		—	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	—		871	
特 別 損 失	7,161	1.1	2,112	0.3
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3,851		—	
事 業 構 造 改 善 費 用	3,310		—	
損 害 賠 償 損 失	—		1,948	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	—		164	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	10,330	1.6	63,613	8.2
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,013	0.9	15,646	2.0
法 人 税 等 調 整 額	△1,125	△0.2	3,526	0.5
少 数 株 主 利 益	881	0.1	1,827	0.2
当 期 純 利 益	4,561	0.7	42,613	5.5

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成20年4月1日～平成21年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年3月31日残高	67,176	78,304	154,846	△4,134	296,193
実務対応報告第18号に伴う剰余金増減額			△17,378		△17,378
当期変動額					
剰余金の配当			△7,574		△7,574
当期純利益			4,561		4,561
自己株式の取得				△64	△64
自己株式の処分		19		49	69
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	19	△3,012	△14	△3,007
平成21年3月31日残高	67,176	78,324	134,455	△4,149	275,807

	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	英国子会社等の退職 給付債務処理累計額	評価・換算 差額等合計			
平成20年3月31日残高	18,216	△21,586	△24,909	△28,279	170	15,690	283,775
実務対応報告第18号に伴う剰余金増減額			24,909	24,909			7,531
当期変動額							
剰余金の配当							△7,574
当期純利益							4,561
自己株式の取得							△64
自己株式の処分							69
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△12,687	△26,354	—	△39,042	118	△588	△39,512
当期変動額合計	△12,687	△26,354	—	△39,042	118	△588	△42,520
平成21年3月31日残高	5,528	△47,940	—	△42,412	289	15,102	248,787

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数は89社（国内23社、海外66社）であります。

主要な連結子会社の名称：NSK販売(株)、NSK福島(株)、NSKステアリングシステムズ(株)、NSKプレジジョン(株)、NSKニードルベアリング(株)、(株)天辻鋼球製作所、NSKアメリカズ社、NSKブラジル社、NSKヨーロッパ社、NSK韓国社、NSKベアリング・インドネシア社、昆山恩斯克有限公司

(2) 非連結子会社の名称等

エイケーエス販売(株)、日東鋼球製造(株)、天辻産業(株)、堺天辻鋼球製造(株)、NSSカンラ(株)、NSKフレンドリーサービス(株)

非連結子会社6社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(3) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な関連会社の名称

持分法を適用した関連会社の数は17社（国内10社、海外7社）であります。

主要な関連会社の名称：NSKワナー(株)

(4) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

エイケーエス販売(株)、日東鋼球製造(株)、天辻産業(株)、堺天辻鋼球製造(株)、NSSカンラ(株)、NSKフレンドリーサービス(株)

持分法を適用していない非連結子会社6社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(5) 連結範囲及び持分法の適用の異動状況

連結子会社

・新規設立による増加：2社
恩斯克（中国）研究開発有限公司、杭州恩斯克万達電動轉向系統有限公司

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外連結子会社15社及び中外商事(株)の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の決算計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた連結会社間の重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法であります。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法であります。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ 棚卸資産

製品、材料及び仕掛品は主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）であります。

貯蔵品は主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）であります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産

原則として定率法によっておりますが、一部の連結子会社及び国内会社の所有する平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒れによる損失に備えるため、連結会社間の債権債務を相殺消去した期末の金銭債権に対し、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を勘案して個別に貸倒見積額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき退職給付引当金

または前払年金費用を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

当社は役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。

④ 環境安全対策引当金

建物及び設備等に使用されているアスベスト及びポリ塩化ビフェニル（PCB）の除去、処分等に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる費用を計上しております。

- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における少数株主持分及び為替換算調整勘定に含めております。

(5) 消費税等の会計処理に関する事項

税抜方式によっております。

(6) 連結子会社の資産及び負債の評価の方法

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

(7) のれんの償却に関する事項

NSKニードルベアリング(株)及び(株)天辻鋼球製作所にかかるのれんは10年間で均等償却しており、重要性がないものについては発生時に一括償却しております。

4. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用

当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

また、これにより利益剰余金は17,378百万円減少しておりますが、主なものは「評価・換算差額等」に表示されていた「英国子会社等の退職給付債務処理累計額」のうち、一部を振替えたことによるものであります。

(3) リース取引に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	534,210百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
投資有価証券	58百万円
有形固定資産	3,858百万円
(2) 担保に係る債務	185百万円
3. 保証債務	339百万円
内、関連会社の銀行借入等に対する債務保証	(272百万円)
従業員の財形貸付融資に対する債務保証	(67百万円)
4. 手形債権信託契約に基づく債権譲渡高	6,222百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数	普通株式 551,268,104株
2. 配当に関する事項	
(1) 配当金支払額	

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月26日 取締役会	普通株式	5,409	10.0	平成20年3月31日	平成20年6月13日
平成20年10月31日 取締役会	普通株式	5,410	10.0	平成20年9月30日	平成20年12月12日
計		10,820			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成21年5月22日開催の取締役会の議案として、剰余金の処分として期末配当に関する事項を次のとおり付議します。

① 配当金の総額	2,164百万円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	4.00円
④ 基準日	平成21年3月31日
⑤ 効力発生日	平成21年6月12日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数
当社	平成16年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	27,000株
	平成17年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	413,000株
	平成18年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	662,000株
	平成19年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	743,000株
	平成20年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	785,000株

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額

431円74銭

1株当たり当期純利益

8円44銭

【追加情報】

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、有形固定資産の耐用年数を見直した結果、有形固定資産のうち、機械装置の耐用年数を変更しております。

これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）

（単位：百万円）

科 目	平成21年3月期	平成20年3月期（ご参考）
	平成20年4月 1 日～平成21年3月31日	平成19年4月 1 日～平成20年3月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,785	69,236
投資活動によるキャッシュ・フロー	△46,422	△23,187
財務活動によるキャッシュ・フロー	50,529	△5,923
現金及び現金同等物に係る換算差額	△4,175	△945
現金及び現金同等物の増減額（減少：△）	11,718	39,180
現金及び現金同等物の期首残高	113,226	73,319
連結子会社の決算期変更による増加高	—	726
現金及び現金同等物の期末残高	124,944	113,226

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月15日

日本精工株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村雅一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	沼田徹	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関口弘和	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀越喜臣	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本精工株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精工株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成21年3月期 (平成21年3月31日)	(ご参考) 平成20年3月期 (平成20年3月31日)	科 目	平成21年3月期 (平成21年3月31日)	(ご参考) 平成20年3月期 (平成20年3月31日)
資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産	225,911	262,282	流 動 負 債	180,079	262,107
現金及び預金	39,815	31,116	支払手形	1,222	2,398
受取手形	217	265	買掛金	71,085	129,800
売掛金	68,098	100,303	短期借入金	82,594	91,833
有価証券	42,517	45,017	社債	7,000	10,000
製品	11,134	12,711	リース負債	130	—
材料	645	399	未払金	7,700	13,811
仕掛品	14,339	10,955	未払費用	9,704	12,408
貯蔵品	904	927	未払法人税等	19	1,211
未収入金	30,593	44,448	預り金	383	559
繰延税金資産	5,236	3,231	その他の流動負債	238	84
その他の流動資産	12,409	12,904	固 定 負 債	236,742	195,141
固 定 資 産	421,758	447,190	社債	120,000	127,000
有形固定資産	90,402	89,689	長期借入金	96,100	41,500
建物	28,932	29,824	リース負債	439	—
構築物	1,836	1,871	繰延税金負債	16,311	22,852
機械装置	38,336	33,471	役員退職慰労引当金	1,439	1,202
車両運搬具	74	93	環境安全対策引当金	165	255
工具器具備品	2,388	2,714	その他の固定負債	2,286	2,331
土地	16,091	15,808	負 債 合 計	416,822	457,249
リース資産	6	—	純 資 産 の 部		
建設仮勘定	2,736	5,904	株 主 資 本	223,352	233,890
無形固定資産	6,036	5,113	資 本 金	67,176	67,176
借地権	993	1,024	資 本 剰 余 金	78,178	78,159
その他の無形固定資産	5,043	4,088	資 本 準 備 金	77,923	77,923
投資その他の資産	325,319	352,387	その他資本剰余金	255	235
投資有価証券	34,182	55,644	利 益 剰 余 金	81,907	92,446
関係会社株式	210,682	210,681	利 益 準 備 金	10,292	10,292
関係会社出資金	17,997	14,223	その他利益剰余金	71,614	82,154
長期貸付金	13,825	24,451	事業研究費積立金	1,627	1,627
長期前払費用	134	186	固定資産圧縮積立金	3,620	3,493
前払年金費用	45,123	43,752	別 途 積 立 金	65,766	62,266
その他の投資その他の資産	3,804	4,119	繰越利益剰余金	601	14,768
貸倒引当金	△431	△673	自 己 株 式	△3,910	△3,892
資 産 合 計	647,670	709,473	評価・換算差額等	7,206	18,162
			その他有価証券評価差額金	7,206	18,162
			新 株 予 約 権	289	170
			純 資 産 合 計	230,848	252,223
			負 債 及 び 純 資 産 合 計	647,670	709,473

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成21年3月期 平成20年4月 1 日～平成21年3月31日		平成20年3月期（ご参考） 平成19年4月 1 日～平成20年3月31日	
	金 額	対売上高比率 %	金 額	対売上高比率 %
売 上 高	404,353	100.0	471,553	100.0
売 上 原 価	364,145	90.1	408,055	86.5
売 上 総 利 益	40,208	9.9	63,497	13.5
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	46,145	11.4	46,447	9.8
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失（△）	△5,937	△1.5	17,050	3.6
営 業 外 収 益	13,655	3.4	9,583	2.0
受 取 利 息 及 び 配 当 金	12,896		8,418	
雑 益	759		1,165	
営 業 外 費 用	6,931	1.7	8,462	1.8
支 払 利 息	4,086		3,774	
雑 損	2,845		4,687	
経 常 利 益	786	0.2	18,171	3.9
特 別 利 益	528	0.1	871	0.2
固 定 資 産 売 却 益	528		—	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	—		871	
特 別 損 失	3,204	0.8	207	0.0
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3,204		—	
関 係 会 社 出 資 金 売 却 損	—		207	
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△1,890	△0.5	18,836	4.0
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△1,061	△0.3	1,663	0.4
法 人 税 等 調 整 額	△1,108	△0.3	2,728	0.6
当 期 純 利 益	280	0.1	14,443	3.1

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成20年4月1日～平成21年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						事業研究費 積立金	固定資産 圧縮積立金
平成20年3月31日残高	67,176	77,923	235	78,159	10,292	1,627	3,493
当期中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							
積 立 金 の 積 立 額							291
積 立 金 の 取 崩 額							△163
当 期 純 利 益							
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分			19	19			
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）							
当期中の変動額合計	—	—	19	19	—	—	127
平成21年3月31日残高	67,176	77,923	255	78,178	10,292	1,627	3,620

	株 主 資 本					評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計						
	別途 積立金	繰越利益 剰余金							
平成20年3月31日残高	62,266	14,768	92,446	△3,892	233,890	18,162	18,162	170	252,223
当期中の変動額									
剰 余 金 の 配 当		△10,820	△10,820		△10,820				△10,820
積 立 金 の 積 立 額	3,500	△3,791	—		—				—
積 立 金 の 取 崩 額		163	—		—				—
当 期 純 利 益		280	280		280				280
自 己 株 式 の 取 得				△59	△59				△59
自 己 株 式 の 処 分				41	61				61
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）						△10,955	△10,955	118	△10,837
当期中の変動額合計	3,500	△14,166	△10,539	△17	△10,537	△10,955	△10,955	118	△21,375
平成21年3月31日残高	65,766	601	81,907	△3,910	223,352	7,206	7,206	289	230,848

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法であります。その他有価証券は、市場価格のある株式については時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、その他のものについては移動平均法による原価法であります。
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
製品、材料及び仕掛品は総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）であります。
3. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く）は定率法、無形固定資産（リース資産を除く）は定額法であります。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 繰延資産の処理方法
支出時に全額償却しております。
5. 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
期末の金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を勘案して個別に貸倒見積額を計上しております。
(2) 退職給付引当金
従業員への退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき退職給付引当金または前払年金費用を計上しております。
(3) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
(4) 環境安全対策引当金
建物及び設備等に使用されているアスベスト及びポリ塩化ビフェニル（PCB）の除去、処分等に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる費用を計上しております。
6. 消費税等の会計処理
税抜方式であります。

7. 会計方針の変更

- (1) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用
当期より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。
これによる損益に与える影響は軽微であります。
- (2) 「リース取引に関する会計基準」の適用
当期より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
これによる損益に与える影響はありません。
なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	225,432百万円
2. 保証債務	
保証債務	9,313百万円
内、関係会社の手形債権信託契約に基づく債権譲渡に対する債務保証	(5,119百万円)
関係会社の銀行借入等に対する債務保証	(4,127百万円)
当社従業員の財形貸付融資に対する債務保証	(67百万円)
保証類似行為	39,387百万円
内、関係会社の銀行借入等に対する保証類似行為	(39,387百万円)
3. 手形債権信託契約に基づく債権譲渡高	1,102百万円
4. 関係会社に対する金銭債権及び債務	
短期金銭債権	59,712百万円
長期金銭債権	14,253百万円
短期金銭債務	64,454百万円
長期金銭債務	3,278百万円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高	
営業取引	売上高 152,938百万円 仕入高 228,076百万円
営業取引以外の取引高	44,479百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当期末における 自己株式の種類及び株式数	普通株式 10,264,739株
-------------------------	------------------

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	2,467百万円
未払賞与	1,961百万円
役員退職慰労引当金	1,337百万円
関係会社株式評価損	727百万円
投資有価証券評価損	466百万円
繰越外国税額控除	1,962百万円
繰越欠損金	2,735百万円
その他	2,021百万円
繰延税金資産小計	13,679百万円
評価性引当額	△5,162百万円

繰延税金資産合計

8,517百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△2,463百万円
退職給付信託設定益	△13,010百万円
その他有価証券評価差額金	△4,119百万円
繰延税金負債合計	△19,593百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△11,075百万円

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びその周辺装置等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	NSK販売(株)	100.0	製品の販売 役員の兼任	産業機械軸受等の販売（注1） 資金の返済（注2）	49,150 5,221	売掛金 短期借入金	11,909 16,799
子会社	NSKステアリングシステムズ(株)	100.0	製品の購入 役員の兼任	自動車関連製品の購入（注1）	67,604	買掛金	5,212
子会社	NSKニードルベアリング(株)	98.1	製品の購入 役員の兼任	自動車関連製品の購入（注1） 資金の借入（注2）	29,672 887	買掛金 短期借入金	6,662 8,550
子会社	NSKオーバース・ホールディングス(株)	100.0	持株会社 役員の兼任	資金の回収（注2）	6,900	長期貸付金	11,501
子会社	NSKアメリカズ社	100.0	持株会社 役員の兼任	保証類似行為（注3）	7,744	—	—
子会社	NSKヨーロッパ社	100.0	製品の販売 役員の兼任	保証類似行為（注3）	17,690	—	—
関連会社	NSKワーナー(株)	50.0	製品の購入 役員の兼任	自動車関連製品の購入（注1）	47,485	買掛金	5,323

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）製品の販売及び購入の条件については、一般取引条件と同様の方法により決定しております。

（注2）資金の借入及び貸付は、市場金利を勘案し合理的に利率を決定しております。

（注3）NSKアメリカズ社、NSKヨーロッパ社の銀行借入につき、保証類似行為を行っております。

（注4）上記金額の内、取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	426円17銭
1株当たり当期純利益	0円52銭

【重要な後発事象に関する注記】

当社は、平成21年5月12日開催の取締役会において、100%子会社であるNSK販売株式会社の吸収合併について決議いたしました。

(1) 合併目的：当社グループの産業機械向け国内営業は、軸受・精密機器関連製品各々の製品戦略と市場特性を組み合わせ、事業拡大を推進しておりますが、更に顧客満足度の向上を図り、急速に変化する市場動向に迅速に対応していくため、この度100%子会社であるNSK販売株式会社を、当社に吸収合併することといたしました。

(2) 存続会社：日本精工株式会社

(3) 消滅会社の概要（平成21年3月31日現在）

- ① 商号：NSK販売株式会社
- ② 事業内容：産業機械軸受、自動車関連製品、精密機器関連製品等の販売
- ③ 資本金：5,000百万円
- ④ 純資産：15,853百万円
- ⑤ 総資産：39,569百万円

(4) 合併期日：平成21年7月1日（予定）

【追加情報】

法人税法の改正に伴い、当期より、有形固定資産の耐用年数を見直した結果、有形固定資産のうち、機械装置の耐用年数を変更しております。

この結果、従来の方法に比べ、営業損失は1,175百万円減少し、経常利益は1,175百万円増加し、税引前当期純損失は1,175百万円減少しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月15日

日本精工株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村雅一	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	沼田徹	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関口弘和	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀越喜臣	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本精工株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第148期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年5月12日開催の取締役会において、NSK販売株式会社を吸収合併することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査委員会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第148期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査し、さらに、当該事業年度における事業報告、計算書類等並びに連結計算書類について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、当委員会が定めた当該事業年度の監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と関係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について監視し、検討いたしました。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。連結計算書類については、執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月20日

日本精工株式会社 監査委員会

監 査 委 員 佐 成 豊 彦 ㊞

監 査 委 員 植 野 道 雄 ㊞

監 査 委 員 村 本 薫 ㊞

(注) 監査委員佐成豊彦及び植野道雄は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

平成20年10月、NSKにメカトロ事業部があらたに発足しました。この事業部ではダイレクトドライブモータのメガトルクモータやXYテーブル、センサ、特殊環境用軸受など、今まで様々な部門に分かれて扱っていたメカ（機械）要素とエレクトロニクス（電子工学）を融合しシステム化した各種メカトロ関連製品のマーケティング、生産、技術開発、管理の機能を1つの部門に統合しました。これにより、迅速な意思決定が可能となり、メカトロ関連製品のスピードと柔軟性のある事業活動を効率的に展開することが出来るようになりました。

現在、メカトロ事業部では主に半導体や液晶分野などの市場をターゲットとした製品の開発・販売活動をしています。今後は、環境関連、医療・バイオ

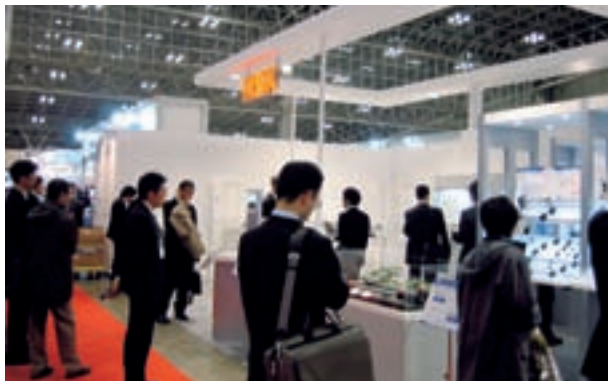
など、さまざまな市場ニーズに合った製品の開発を進め、製品をタイムリーに提供し、従来の市場に加えて新たな市場の創出を目指してまいります。需要変動が激しい半導体や液晶分野の市場に加えて、対象市場を広げることで、景気変動に強い体質への転換を目指します。

他の事業部と比較するとビジネスとしてはまだ小規模ですが、メカトロ関連製品の需要は一層高まってきており、今後の成長が大いに期待できる分野です。また、これら市場は急速に変化しているため、従来のビジネスモデルにとらわれずに、新しい分野でのユーザーの開拓や新技術の開発など夢の新商品への挑戦を行なっております。



平成20年12月に幕張メッセ（千葉市）で開催された「SEMICON JAPAN2008」には、クリーン環境用の軸受やメガトルクモータなどの主要製品のほか、開発中のものを参考出品として展示しました。よりクオリティの高い製品開発やビジネス戦略に活かそうと、開発途中の段階で将来的なユーザーのニーズやご意見を聞き、製品や技術に興味を持っていたお客様に積極的にPRしています。ユーザーだけではなく、市場、メディアなど、さまざまな考え方や視点を取り入れ、市場のニーズや製品、ビジネスの評価に役立てようと展示会などをお客様とコミュニケーションする場として積極的に活用しています。

メカトロ事業部では、将来的には、産業機械軸受事業、自動車関連製品事業、精密機器関連製品事業に次ぐ第4の事業の柱となることを目指し、機械技術を基盤にしたメカトロ技術のさらなる高度化を行なってまいります。



NSK NEWS

平成20年11月5日（水）に、青森県三沢市立第二中学校2年生の生徒約100名をNSK本社に招き、初の試みとなる社会体験プログラム「NSK企業見学会」を開催しました。

三沢市立第二中学校から2年生の生徒約100名が参加し、NSKグループの企業活動や環境負荷低減のための取組みを学習したほか、「細胞マニピュレーション・システム」と「ヒューマンアシスト・四脚車輪型ロボット」など最先端の技術を見学しました。「細胞マニピュレーション・システム」については実際の操作を体験し、科学技術が可能にする無限の可能性を実感していただきました。

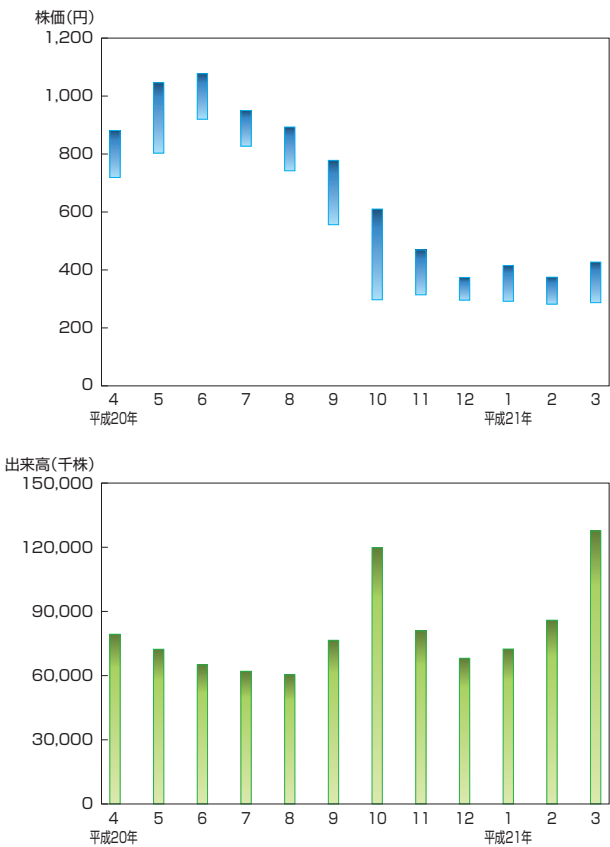


今回の「NSK企業見学会」は、2008年度に実施した企業広告「マサツ」シリーズの新聞広告をご覧になった三沢市立第二中学校の先生から「グローバルに事業を展開している日本企業を直接訪問する機会と科学技術の経験を生徒たちに与えたい」というお申し出に対し、NSKの社会貢献活動のひとつとして実現いたしました。

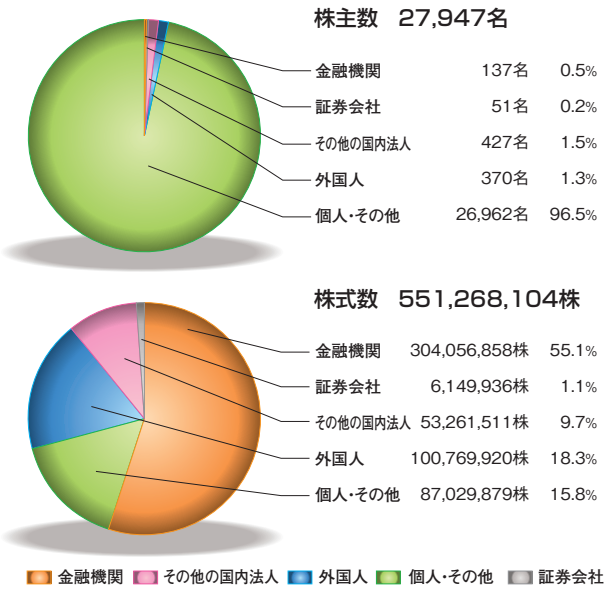
NSKは、日本が技術立国として世界をリードし、より豊かに発展していくためには、科学技術の振興が重要であり、そのためには次世代の科学技術を担う人材の育成が不可欠であると考えています。近年、理科離れや学力低下が懸念される中、事業での社会貢献だけでなく、若者の科学技術への興味を少しでも高め、科学技術の振興に寄与することで、今後も社会の発展に貢献してまいります。



株価及び出来高の推移（平成20年4月～平成21年3月）



所有者別分布状況



単元未満株式（1～999株）買増・買取制度のご案内

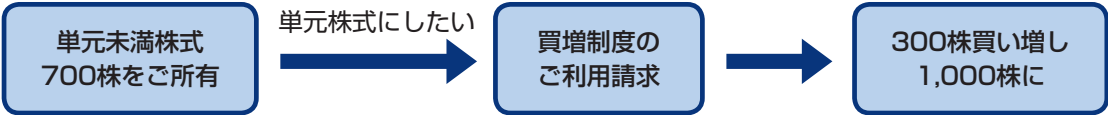
当社では、証券市場での取引単位（単元株式）を1,000株とさせていただいております。

単元未満株式（1～999株）をご所有の株主様には、

- 1. 単元株式に不足する数の当社株式を買い増して、単元株式にさせていただく「単元未満株式買増制度」、
 - 2. ご所有の単元未満株式を当社が買い取らせていただく「単元未満株式買取制度」
- のいずれかをご利用いただけます。

▶ 買増制度の概要

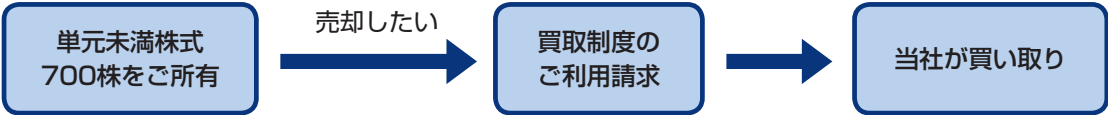
単元未満株式買増制度とは、例えば、単元未満株式である700株をご所有の株主様が、ご所有株式数を単元株式数である1,000株とすることをご希望される場合、当社が所有する自己株式300株を買い増ししていただける制度です。



- 単元株式となりますと
- 1. 株主総会で議決権を行使することができます。
 - 2. 証券市場での売却が可能になります。

▶ 買取制度の概要

単元未満株式買取制度とは、例えば、単元未満株式である700株をご所有の株主様が、その株式の売却をご希望される場合、当社が買い取らせていただく制度です。



〈ご注意事項〉 買増制度及び買取制度をご利用の際は、恐縮ですが当社所定の手数料及び消費税のご負担をお願いいたします。

お問い合わせ先	証券会社に口座をお持ちの場合	特別口座の場合
	お取引の証券会社になります。	(連絡先) 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 (電話) 0120-288-324 (フリーダイヤル) (お取扱店) みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店及び全国各支店

- 事業年度 4月1日～翌年3月31日
- 定時株主総会 6月
- 配当の基準日 期末配当金—3月31日
中間配当金—9月30日
- 1単元の株式の数 1,000株
- 株主名簿管理人 〒103-8670 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社
- 同事務取扱場所 〒103-8670 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

	証券会社に口座をお持ちの場合	特別口座の場合
郵便物送付先	お取引の証券会社になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
お問い合わせ先		0120-288-324（フリーダイヤル）
お取扱店		みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店及び全国各支店
ご注意	未払配当金の支払、支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問い合わせ先・お取扱店をご利用ください。	単元未満の買取・買増以外の株式売買はできません。 電子化前に名義書換を失念してお手元に他人名義の株券がある場合は至急ご連絡ください。

- 公告掲載 電子公告により行います。http://www.jp.nsk.com/
但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行います。

Handwriting practice area with 20 horizontal dotted lines.



日本精工株式会社



この印刷物は環境に配慮した
用紙・印刷方法を採用しています。